

■ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

また、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、次のように食事療養を提供しております。

●適時

・朝食 8時00分 ・昼食 12時00分 ・夕食 18時00分頃

●適温

温冷配膳車により、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たくお召し上がりいただけます。

●料金：2026年6月1日改正（太字下線部）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円 ●（例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 330円	
低所得者 （住民税非課税）	低所得Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超（※3）	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：②世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②高齢福祉年金受給者

※3 220円の適用を受けるには、別途保険者への手続きが必要となります